

【追記版】 5月8日以降の新型コロナウイルス感染症への対応の変更点

桐生市教育委員会 学校教育課 R5.5.22

★ 幼児児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要です。無理をして登校(園)することは控えましょう。

1. 感染者の療養期間について

○ 幼児児童生徒が感染した場合、発症日(無症状の場合は検査日)を0日として、翌日から5日間が経過し、かつ、症状が軽快して1日が経過した場合に、6日目から登校(園)が可能です。その際、発症日(0日)から療養期間(5日間)終了まで、「出席停止」となります。

※ 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※ 5日目に以降に症状が続いていた場合は、熱が下がり、咳や喉の痛みの症状が軽快して1日が経過するまでは、登校(園)を控えてください。その間の日数も「出席停止」となります。

※ 周りへの配慮として、発症後10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者との接触は控えたりするなど、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

2. 濃厚接触者について

○ 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行することから、同居の家族に感染者がいても、「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、法律に基づく外出自粛は求められません。

※ 「濃厚接触者」の扱いがなくなるため、同居の家族が感染し、発熱や咳等の症状があっても、幼児児童生徒本人に発熱や咳等の症状がなく、体調面に心配がない場合には、登校(園)して差し支えありません。

※ ただし、家庭内での感染をなるべく広げないよう、可能であれば部屋を分け、感染されたご家族のお世話はできるだけ限られた方で行うなどの配慮をしましょう。

※ また、感染した同居の家族の発症日(無症状の場合は検査日)を0日として、特に5日間は幼児児童生徒の体調に注意してください。7日目までは発症する可能性があるため、こうした期間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者との接触は控えたりするなどの配慮をしましょう。もし、幼児児童生徒本人に症状が見られた場合には、医療機関へご相談ください。

※ 幼児児童生徒が在学(園)中に、同居の家族の感染が判明した場合、これまでは「早退」のお願いをしておりましたが、すでに登校(園)している幼児児童生徒に体調不良等の症状がなければ、「早退」のお願いはいたしません。帰宅後、家庭での健康観察を行ってください。

3. 欠席等の扱いに関する考え方について

○ 幼児児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状があり欠席する場合、これまでは「出席停止」の扱いとなっておりましたが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行することから、病気等による欠席「病欠」となります。あわせて、PCR検査(抗原検査キットも含む)等で、「陰性」が確認された場合も、病気等による欠席「病欠」となります。

○ **感染の疑いのある者について、幼児児童生徒本人に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状があり、かつ、同居の家族に新型コロナウイルス感染者がいる、または、感染者と接触したと思われるため欠席する場合、校長の判断により出席停止の措置を講じることができるものとします。学校(園)に欠席連絡をする際には、感染が疑われる状況について、なるべく詳しくお伝えください。**

【例】同居の兄が新型コロナウイルス「陽性」との診断を受け、弟にも発熱等の症状が見られ、欠席する場合（欠席する日）は、「感染の疑いのある者」として「出席停止」の措置を講じることができます。その後、弟の「陰性」が確認されたが、翌日であっても症状が残っており欠席する場合（翌日以降）は、「病欠」となります。

○ 感染が不安で欠席する場合は、これまでは「出席停止」の扱いとなっておりましたが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行することから、家事都合による欠席「事故欠」となります。

ただし、同居の家族に高齢者や基礎疾患がある者がいる、または、幼児児童生徒本人に基礎疾患があり、重症化するリスクが高いなどの事情があって、欠席する以外に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合に「出席停止」となります。

【例】幼児児童生徒本人に基礎疾患がなく、重症化リスクの高い家族はいない家庭において、『兄が新型コロナウイルス「陽性」との診断を受けた。弟は発熱等の症状は見られず、元気だが、兄と一緒に弟も欠席する』といった場合は、兄は「出席停止」、弟は「事故欠」となります。

○ 幼児児童生徒が、新型コロナワクチンを接種するために欠席する場合は、家事都合による欠席「事故欠」となり、副反応による体調不良等で欠席する場合は、「病欠」となります。

4. 健康観察について

○ 「健康観察カード」等による幼児児童生徒の毎朝の検温結果及び健康観察の報告等を求めることはありませんが、登校前の幼児児童生徒の様子をしっかりと観察していただき、体調等で心配なことがあれば、学校(園)までご連絡ください。

5. 感染した場合の報告について

○ 幼児児童生徒がPCR検査(抗原検査キットも含む)等で、「陽性」と判定された場合は、引き続き、QRコードより「新型コロナ感染報告フォーム」へ入力するか、または、電話連絡にて、学校(園)への報告をお願いします。

6. 治癒証明書の扱いについて

○ 新型コロナウイルス感染症の陽性が判明して出席停止となった児童生徒・園児が登校(園)を再開する際には、保護者が新型コロナウイルス感染症における療養報告書に必要事項を記入し、学校(園)へ提出することとなりました。そのため、医療機関へ検査結果や治癒の証明書を求めることのないようにしてください。

【医療機関を受診した場合】

- ① 医師に「発症日」及び「登校(園)可能予定日」を確認する。
- ② 速やかに学校(園)に報告する。
- ③ 医師に確認した「発症日」を新型コロナウイルス感染症における療養報告書(以下、療養報告書という)に、記入する。
- ④ 療養中は検温及び健康観察を行い、「症状軽快日」を療養報告書に記入する。
- ⑤ 出席停止期間の基準(登校・登園のめやす)を満たしたら、「登校(園)再開日」を療養報告書に記入し、登校(園)時に学校(園)へ提出する。

【自己検査を行い自宅療養する場合】

※ 市販の抗原検査キットを使用する場合は、必ず国が承認した「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」の表示があるものを使用すること。

- ① 陽性が判明したら、速やかに学校(園)に報告する。
- ② 「発症日」(無症状の場合は「検体採取日」)を療養報告書に記入する。
- ③ 療養中は検温及び健康観察を行い、「症状軽快日」を療養報告書に記入する。
- ④ 出席停止期間の基準(登校・登園のめやす)を満たしたら、「登(園)校(園)再開日」を療養報告書に記入し、登校(園)時に学校(園)へ提出する。

★ 感染が大きく拡大する恐れがある場合には、対策強化のご協力をお願いすることもあるということをご了承ください。